公民科学習指導案

公共

年金はなぜ必要なのか
～ 生涯にわたる年金制度への知識 ～

授業者　大阪教育大学附属高等学校池田校舎　教諭　松本 裕行
指導助言者　大阪教育大学 多文化教育系　教授　手取 義宏

1.対象

大阪教育大学附属高等学校池田校舎 第２学年３組（38名）

2.単元目標

・知識及び技能に関して

現代社会における諸問題について、社会保障制度を取り上げる。とりわけ「年金制度」について、その制度の構造について深く理解し、応用して考えようとする力を養う。年金制度は、現在あるいは未来の日本社会の将来的課題のひとつである少子高齢化と深く連動している。従って、公民分野の中で、年金制度と少子高齢化（人口減少）は、生徒自らの生涯において、最も関係するものである。それゆえに「年金制度について正しく理解」し、「制度の存在する意味や重要性を知る」ことができるようになる。

・思考力，判断力，表現力等に関して

社会保障制度における年金制度の仕組みは複雑であり、それぞれの個人の人生により、一様ではない。基礎的な制度の仕組みを、厚生労働省などの資料などを用いてながら考察し、雇用と労働、租税、少子高齢化などといった分野まで考えていこうとする姿勢を身に付ける。

・学びに向かう力，人間性等に関して

今後、人口減少と財政問題で厳しい現実にさらされる未来を生きる生徒にとって、若いうちから考えるべき制度として気付かせて、よりよい生活と社会の実現に向けて、社会政策といった制度の正しい理解と応用力を養う。

3. 指導に当たって

(1)思考スキル（教科で重点を置く思考スキルと教科の解釈）

思考スキル	教科の解釈
授業での知識から新しい視点で対象を観察して本質を探り、学ぶべき意義と目的を持ち、主体的に粘り強く取り組むスキルを育成する。	**制度とは何か?制度を熟知することで自らと自らの周囲を取り巻く課題に本質的に着目し、制度を知ること、応用して理解する力を涵養する。**

(2) 教材観

本授業は、年金制度についての深い理解と実際の対応ができるように、厚生労働省の教材や日本年金機構の資料を中心に用いる。また、簡単に学生納付特例制度を活用したシミュ―レーションが行える計算表も用いる。その理由は、教科書等では年金教育が基本的な理解で留まりがちであり、教育図書の教科書に掲載されたテーマ学習「安定した「年金暮らし」は可能か？」と独自の教材で本時に臨む。なお、本時で使用する教材は、2018年現在のものである。従って国民年金の月額保険料の教材中の金額は現在とは異なる点は留意する。

20261114_IKD_H_MATSYMOTO_20261026

(3) 児童・生徒観

高校生、本時の2学年の生徒は17歳であり、公民分野で年金制度についての学習する機会があるものの、現実的に年金について意識することはほとんどないだろう。また、20歳には国民年金への加入が義務付けられているという事実と、大学生の場合、働いている場合、ありはそれ以外の身分である場合に、自らがどういった対応を行えばよいかということころまで、意識はされにくのが現実である。そこで、そう遠くない数年後に、年金を納付するのか、どうするのかについて、シミュレーションを通してリアルに感じ取ってもらい、高校を卒業した後でも本時の経験を生かして年金制度へのさらなる理解と、自らにとって正しい選択をしてもらいたい。

(4) 指導観

授業者が参考資料にある若年層の年金いついての意識調査を分析し、授業者が現役の大学生（高校で教育実習生を含む）から聞き取りなどを行って得られるものは、20歳以降の比較的若い人たちは、年金制度への理解と対応が不十分であることが懸念と考えている。年金制度は保険制度であり、将来設計の基礎的部分として位置付けて考えていくべきものといえる。ほとんどの大学生等は、学生納付特例制度や減免制度を活用している模様だが、それが先々の自らの年金について、どういった影響があるところまで考えてもらいたい。「安定した「年金暮らし」は可能か?」という問いを17歳の生徒が考えて、よりよい人生を歩む一石となれば幸いである。

4.評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
社会保障のなかでの年金制度の意義、年金制度の基礎的な知識を押さえ、学生納付特例制度の内容について理解することができる。	学生納付特例制度を通して、20歳になった時の年金保険加入ついて、どういった選択や対応が望ましいのかを自らで考察し、表現できる。	複雑で長期間に亘る年金制度について、今のうちから強く意識し、年金事務所や年金機構の情報を活用に主体的に取り組もうとしている。

5. 単元（もしくは題材）指導計画（全 3 時間）

時	ねらい・学習活動
1	【概論】 社会保障制度の歴史と理念（救貧・防貧制度、ベバリッジ報告など）
2	【基礎】 社会保障制度の内容（年金・医療などの 4 つの柱、少子化との関係）
3（本時）	【応用】 20歳になったら、年金はどうするの?（学生納付特例制度について）

6. 本時の展開

(1)本時の目標

20歳から国民年金への加入、学生納付特例制度の特徴、免除・減免・猶予の違い、猶予制度を活用した場合の自らの将来への影響を知る。

(2)本時の評価規準

1. 年金制度について、早くから理解することが大切であることを知る。
2. 制度への深い理解に加えて、どういった対応や準備の必要であるかを知る。
3. 簡単なシミュレーション計算を用いた実践と制度の特徴を自ら追求しようとしている。

(3) 育成する思考スキル

本時の学習で育成する思考スキル	本単元における解釈	本時における解釈
「制度」というものを本質的に学び、体得する。	年金保険制度の深い学びと、単なる年金という知識に留まらない理解と実践力を養う。	学生納付特例制度の本質的な理解と望ましい将来設計への考察を促す。

(4) 展開

学習過程	学習活動および内容	指導上の留意点	評価の観点・方法
導入① 5分	社会保障制度の4つの柱について確認する。	「社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生」という4つの柱の中で、生徒が頻繁に関係する社会保険（年金、医療など）が実生活に極めて役立っていることを確認する。	
導入② 10分	厚生労働省教材「国民年金ってホントに必要なの!講座」を視聴する。 https://www.nenkin.go.jp/service/learn/koza.html	教科書では進め方が難しい年金への意識を高められる教材として厚生労働省の教材を用いる。年金の基礎的知識から免除、猶予、前納、滞納について楽しく理解できることに留意する。	
展開① 20分	「20歳になったら、どうするのか?」を考える。例えば大学生になった場合にどういった対応や選択で、先々の年金への納付や追納などについて、どういった結果になるのかをシミュレーションを用いて実体験して考える。	20歳になって、「知らなかった、忘れていた、何となく猶予、よく分からないが大丈夫みたい?」といったアバウトな対処になることないように、年金制度の仕組みと特徴をシミュレーションでの経験を通じて深く理解し、自らの将来を考える。	厚生労働書、日本年金機構の資料、授業者が作製した年金計算シミュレーションを用いて、生徒自ら対応し選択した結果を確認し、生徒どうしで確認し、年金制度への感想を述べる。
展開② 10分	厚生労働省や日本年金金機構の資料やデータ、シミュレーションをした経験を生徒自らが集約して考える。	年金制度について、どこまで深く考えられたかについて、生徒の発言や反応に留意する。	発表ないようや感想から、年金制度の意義と大切さについて気付いてもらったかについて確認する。
まとめ 5分	年金制度について知ること、制度を熟知し活用することの大切さを改めて考える。	20歳という、数年後に自らが正しく納得して国民年金への加入ができる意識が根付いたかどうかという点に留意する。	

(4) 準備物・教材

・教科書『新訂版 高等学校 公共』教育図書,2026年 2 月5日発行
（注）『高等学校 公共』教育図書,2005年2月5日発行も参考。
・資料集『最新公共資料集 新版』第一学習社,2026年1月10日発行
・映像「「国民年金ってホントに必要なの!講座」」厚生労働省
https://www.youtube.com/watch?v=iiDsiQKE8b0
https://www.youtube.com/watch?v=5TtB50hrdWY
・ワークシート「国民年金ってホントに必要なの!講座」
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000084399.pdf
・独自開発「「20 歳になったら国民年金保険」シミュレーター」Excel/プリント

7. 参考資料（いずれも最終閲覧日は、2026年10月18日。）

【学習指導要領・官公庁資料】
・文部科学省『高等学校学習指導要領』（平成30年度告示）,pp.79-84
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf
・国立教育政策研究所『指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校編） 公民』
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_koumin.pdf
・厚生労働省「国民年金ってホントに必要なの!講座」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081367.html
（注）同上「授業に対する受講者の評価・反応」
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000082276.pdf
・厚生労働省 年金局「納付猶予制度に関する検討の方向性」
https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001344173.pdf
・総務省「国民年金の保険料納付特例制度の対象とする学生等の範囲の見直し（概要）」平成 13 年3月 26 日
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkin-g453.htm

【日本年金機構】
「国民年金の加入」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/index.html
「国民年金の保険料」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/index.html
「国民年金保険料の変遷」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/hensen.html
「国民年金保険料の免除・猶予・追納」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html
「国民年金保険料の学生納付特例制度」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html
「学生納付特例対象校一覧」
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokutaisyouko.files/gakusei.pdf

【学術論文等】
・阿部公一「国民年金の加入手続き等に関する年金教育と情報発信」『日本年金学会誌』,36 巻 pp.44-53,2017 年
・阿部公一「高校における年金教育の在り方」『生活協同組合研究』,489 巻, pp.41-49,2016 年
https://doi.org/10.57538/consumercoopstudies.489.0_41
・伊藤勇気【国民民主党】長久手市政策委員(愛知７区)「優秀な博士課程学生が学生納付特例を使えず、年間21万円の年金を強制的に徴収されている問題について～研究者の「手取りを増やす」政策の提言～」2025 年 12 月 7 日
https://note.com/yukiito2027/n/ned0f019e4814
・大津 唯・山田篤裕「「匿名年金情報」に基づく国民年金保険料の納付状況に関する分析」『年金研究』,30 巻, pp.1-20,2026年
https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.30.0_1
・吉中季子・松本祐二「大学生における国民年金制度の加入の実態と課題 ： 大学生へのアンケート調査からの検討」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』,第 2 号, pp.3-17,2013 年
https://doi.org/10.69254/0000001919

【報道】
・「中高生 6 割近く「年金保険料払いたくない」社会保障不信、解消の道は」『朝日新聞』,2026 年 9 月 1 日
https://www.asahi.com/articles/ASV9104XXV91UTFL01GM.html
・「中高生56%、年金に不信感」『産経新聞』,2026年9月23日

【参考資料】



図1：ワークシート「国民年金ってホントに必要なの！講座」

（注1）本教材が公表されたのは、2018（平成30）年であり、当時の国民年金の月額保険料は、16,340円（2018年度）であった。
2026（令和8）年現在の月額は、17,920円（年額215,400円）である。

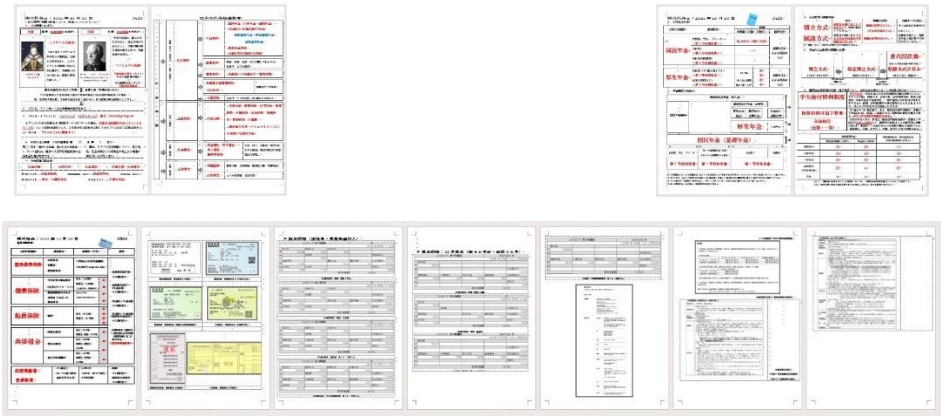


図2：本時以前の教材プリント（2018～2021、2024、2026年）

（注）授業者作成。

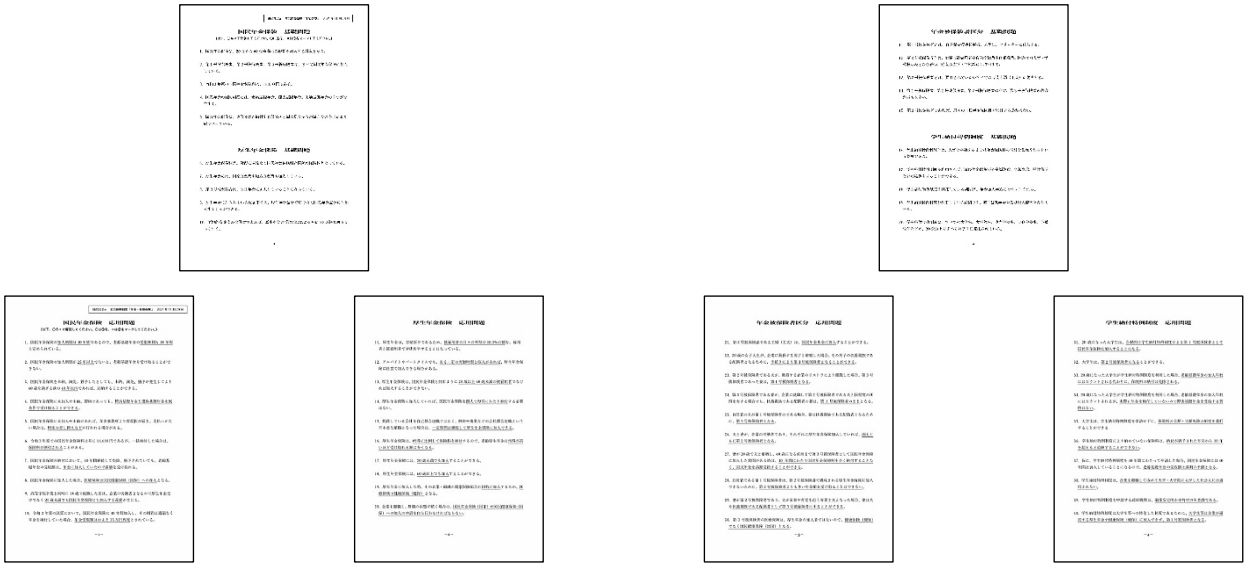


図3：上図：・国民年金基礎問題（全20問）　　下図・国民年金応用問題（全40問）

（注）授業者作成。2021年11月4日実施（大阪教育大学附属高等学校平野校舎1学年「現代社会・経済編」）。

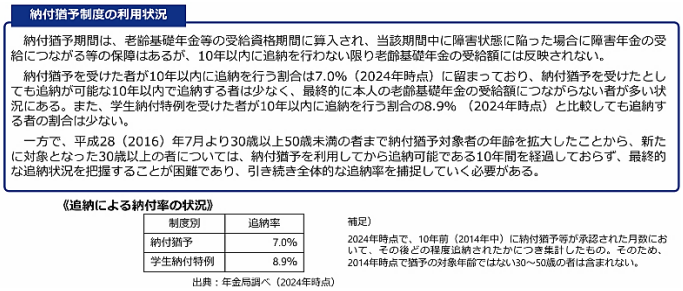


図4：年金納付制度の利用状況・学生納付特例制度の申請者の納付率は8.9%（2024年時点）

（注）厚生労働省年金局「国民年金保険料の納付猶予制度について」



図5：中高生56%、年金に不信感

『産経新聞』2026年10月24日より転載。

高校生に対する年金教育の必要性 ―大学での年金教育の経験から

20歳になると成人式のイベントを迎えるが，国民年金への加入イベントも待っている。20歳になる誕生日の半月前頃に，日本年金機構の都道府県ごとの各事務センターから，住民票の登録所在地に「国民年金加入のご案内」を送付している。この加入案内のお知らせが届くことを事前に認識している若者は，どの位いるのであろうか。

例えば大学生で，大学所在地周辺の現住所先に住民票を移動していない場合，実家の保護者の下に加入案内が届くことになる。その際，保護者は大学生の子のために，加入案内の情報や学生納付特例制度（ガクトク）申請の情報伝達に関して，どのような行動を取るのだろうか。とりわけ，**子の保険料を保護者が負担する場合において，保護者がその手続きを代行してしまうケースも珍しくない。いわゆる保護者が「済ませていた派」であり，この場合，大学生である子は，自分が国民年金に加入していることに気づかない場合もある**。

各家庭内の問題として，このような事態を放置したままにしておいてもよいものだろうか。やはり，社会的な課題として捉える必要性があるだろう。**この「親任せ」現象は，国民年金への無関心さを通じて，場合によっては，将来における保険料未納に波及していく恐れを持ち得ている**。このような負の連鎖を何とか予防できないものであろうか。国民年金に対する若者の意識を変容させ，将来における保険料未納を予防するための政策的手法として，特に若者に対する年金教育が期待されている。

高校生や大学生等は，いずれ高校や大学等を卒業して，社会に参加していくことになる。**社会人として，公的年金（国民年金も含む）の保険料を仕方なく負担し続けるのと，その本質や必要性を理解したうえで，社会人としての役割を果たすのとでは，おのずと社会参加の意味合いも違ってくるだろう**。若者には，共に生きる社会において，世代間扶養制度の公的年金を支えているのだという誇りを持って，社会に参加してもらいたいものである。そのためには，年金教育を通じて，現行における公的年金の財政方式がどうして賦課方式なのかを理解してもらう必要がある。

思いつくままに，大学等で公的年金について学ぶ科目を取り上げてみると，公的年金論，社会保障論，社会政策，財政学，公共経済学等がある。これらの科目は社会科 学系の科目であり，主に経済学部等に配置されている科目である。他系統の学部においては，これらの科目を履修する機会は無いかもしれない。

大学等のカリキュラムにて，公的年金に関する講義を履修する機会は，意外に限られている。偶然にも，これらの科目を履修する機会があったとしても，**国民年金に関する具体的な加入手続き方法や，ガクトク（学生納付特例制度）申請の具体的な手続き方法に関して，担当教員は恐らく触れないであろう**。

いずれにしても，**大学等で公的年金に関する学びの機会が無い者，高校卒業後に社会に巣立つ若者は，高校で公的年金に触れる機会を持つかどうかで，国民年金に対する意識も違ってくるかもしれない。それゆえ，高校生に対する年金教育は，極めて重要であると言えるだろう**。

資料1：阿部公一「高校における年金教育の在り方」第1節より転載。

国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定　額	付加保険料	半額納付	4分の1納付	4分の3納付
昭和３６年　４月～昭和４１年１２月	35歳未満　¥100 35歳以上　¥150				
昭和４２年　１月～昭和４３年１２月	35歳未満　¥200 35歳以上　¥250				
昭和４４年　１月～昭和４５年　６月	35歳未満　¥250 35歳以上　¥300				
昭和４５年　７月～昭和４５年　９月	¥450				
昭和４５年１０月～昭和４７年　６月	¥450	¥350			
昭和４７年　７月～昭和４８年１２月	¥550	¥350			
昭和４９年　１月～昭和４９年１２月	¥900	¥400			
昭和５０年　１月～昭和５１年　３月	¥1,100	¥400			
昭和５１年　４月～昭和５２年　３月	¥1,400	¥400			
昭和５２年　４月～昭和５３年　３月	¥2,200	¥400			
昭和５３年　４月～昭和５４年　３月	¥2,730	¥400			
昭和５４年　４月～昭和５５年　３月	¥3,300	¥400			
昭和５５年　４月～昭和５６年　３月	¥3,770	¥400			
昭和５６年　４月～昭和５７年　３月	¥4,500	¥400			
昭和５７年　４月～昭和５８年　３月	¥5,220	¥400			
昭和５８年　４月～昭和５９年　３月	¥5,830	¥400			
昭和５９年　４月～昭和６０年　３月	¥6,220	¥400			
昭和６０年　４月～昭和６１年　３月	¥6,740	¥400			
昭和６１年　４月～昭和６２年　３月	¥7,100	¥400			
昭和６２年　４月～昭和６３年　３月	¥7,400	¥400			
昭和６３年　４月～平成　元年　３月	¥7,700	¥400			
平成　元年　４月～平成　２年　３月	¥8,000	¥400			
平成　２年　４月～平成　３年　３月	¥8,400	¥400			
平成　３年　４月～平成　４年　３月	¥9,000	¥400			
平成　４年　４月～平成　５年　３月	¥9,700	¥400			
平成　５年　４月～平成　６年　３月	¥10,500	¥400			
平成　６年　４月～平成　７年　３月	¥11,100	¥400			
平成　７年　４月～平成　８年　３月	¥11,700	¥400			
平成　８年　４月～平成　９年　３月	¥12,300	¥400			
平成　９年　４月～平成１０年　３月	¥12,800	¥400			
平成１０年　４月～平成１１年　３月	¥13,300	¥400			
平成１１年　４月～平成１２年　３月	¥13,300	¥400			
平成１２年　４月～平成１３年　３月	¥13,300	¥400			
平成１３年　４月～平成１４年　３月	¥13,300	¥400			
平成１４年　４月～平成１５年　３月	¥13,300	¥400	¥6,650		
平成１５年　４月～平成１６年　３月	¥13,300	¥400	¥6,650		
平成１６年　４月～平成１７年　３月	¥13,300	¥400	¥6,650		
平成１７年　４月～平成１８年　３月	¥13,580	¥400	¥6,790		
平成１８年　４月～平成１８年　６月	¥13,860	¥400	¥6,930		
平成１８年　７月～平成１９年　３月	¥13,860	¥400	¥6,930	¥3,470	¥10,400
平成１９年　４月～平成２０年　３月	¥14,100	¥400	¥7,050	¥3,530	¥10,580
平成２０年　４月～平成２１年　３月	¥14,410	¥400	¥7,210	¥3,600	¥10,810
平成２１年　４月～平成２２年　３月	¥14,660	¥400	¥7,330	¥3,670	¥11,000
平成２２年　４月～平成２３年　３月	¥15,100	¥400	¥7,550	¥3,780	¥11,330
平成２３年　４月～平成２４年　３月	¥15,020	¥400	¥7,510	¥3,760	¥11,270
平成２４年　４月～平成２５年　３月	¥14,980	¥400	¥7,490	¥3,750	¥11,240
平成２５年　４月～平成２６年　３月	¥15,040	¥400	¥7,520	¥3,760	¥11,280
平成２６年　４月～平成２７年　３月	¥15,250	¥400	¥7,630	¥3,810	¥11,440
平成２７年　４月～平成２８年　３月	¥15,590	¥400	¥7,800	¥3,900	¥11,690
平成２８年　４月～平成２９年　３月	¥16,260	¥400	¥8,130	¥4,070	¥12,200
平成２９年　４月～平成３０年　３月	¥16,490	¥400	¥8,250	¥4,120	¥12,370
平成３０年　４月～平成３１年　３月	¥16,340	¥400	¥8,170	¥4,090	¥12,260
平成３１年　４月～令和　２年　３月	¥16,410	¥400	¥8,210	¥4,100	¥12,310
令和　２年　４月～令和　３年　３月	¥16,540	¥400	¥8,270	¥4,140	¥12,410
令和　３年　４月～令和　４年　３月	¥16,610	¥400	¥8,310	¥4,150	¥12,460
令和　４年　４月～令和　５年　３月	¥16,590	¥400	¥8,300	¥4,150	¥12,440
令和　５年　４月～令和　６年　３月	¥16,520	¥400	¥8,260	¥4,130	¥12,390
令和　６年　４月～令和　７年　３月	¥16,980	¥400	¥8,490	¥4,250	¥12,740
令和　７年　４月～令和　８年　３月	¥17,510	¥400	¥8,760	¥4,380	¥13,130
令和　８年　４月～令和　９年　３月	¥17,920	¥400	¥8,960	¥4,480	¥13,440

図6：国民年金保険料の変遷

（注）日本年金機構（2026年10月現在）





「国民年金ってホントに必要なの！講座」 9分50秒 （YouTube 厚生労働省チャンネル）

（講評・メモ書き）